

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（抜粋）

発令 　　：平成13年7月19日号外国土交通省令第110号

改正内容：令和7年10月1日号外国土交通省令第101号[令和7年11月28日]

第一章の二 マンション管理適正化支援法人

（マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人）

第一条の二 法第五条の三第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。

（登録の申請）

第一条の三 法第五条の三第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及び代表者の氏名
- 二 管理支援業務を行おうとする事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第五条の四各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 五 法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- 六 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- 七 次条第一号の実施要領を記載した書面
- 八 次条第二号の計画を記載した書面

3 都道府県知事等は、登録のために必要があると認める場合は、前項各号に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（個人に関する情報の取扱い）

第一条の四 法第五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。
- 二 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

(名称等の変更)

第一条の五 支援法人は、法第五条の三第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 支援法人は、第一条の三第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(支援法人に係る業務の休廃止の届出)

第一条の六 法第五条の七第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする管理支援業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(マンション管理適正化推進計画の作成等の提案)

第一条の七 法第五条の十二第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。